

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和元年 5 月 31 日（金） 号外第 7 号
		毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 規 則	鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	
	（1）（くらしの安心推進課）	3
	鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	
	（2）（住まいまちづくり課）	4

## ==== 公布された規則のあらまし ====

## ◇鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

## 1 規則の改正理由

岡山県において、ふぐ処理師の試験及び免許制度が設けられたことに伴い、所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

- (1) ふぐ処理師の免許を与えることができる者にふぐの処理ができる者として岡山県知事の免許を受けている者を加える。
- (2) 施行期日は、公布の日とする。

## ◇鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

## 1 規則の改正理由

県営住宅の入居者の負担軽減を図るため、収入の申告の際の添付書類の見直しを行う。

## 2 規則の概要

- (1) 収入の申告は所得証明書を添付してしなければならないところ、所得証明書の記載事項を個人番号を利用して確認できるときは、その添付を省略することができることとする。
- (2) (1)の書類の添付の省略を希望する者は、知事が別に定める日までに、個人番号が記載された書類であって知事が適当と認めるものを提出しなければならないこととする。
- (3) 施行期日は、公布の日とする。

# 規 則

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年5月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第1号

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第78号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第2（第7条関係） 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 富山県 石 川県 静岡県 愛知県 滋賀県 京都府 奈良県 <u>岡山県</u> 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高 知県 福岡県 熊本県 宮崎県 鹿児島県	別表第2（第7条関係） 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 富山県 石 川県 静岡県 愛知県 滋賀県 京都府 奈良県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福 岡県 熊本県 宮崎県 鹿児島県

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年5月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第2号**

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和37年鳥取県規則第70号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(収入の申告等)</p> <p>第6条の5 略</p> <p>2 条例第9条の5第1項の規定による収入の申告は、収入申告書（様式第10号の5）に第2条第2項第1号、第2号及び第8号に掲げる書類を添付してしなければならない。<u>ただし、同項第1号に掲げる書類の記載事項を個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を利用して確認できるときは、その添付を省略することができる。</u></p> <p>3 <u>前項ただし書の規定による書類の添付の省略を希望する者は、知事が別に定める日までに、個人番号が記載された書類であって知事が適当と認めるものを提出しなければならない。</u></p> <p>4 略</p> <p>様式第10号の5（第6条の5、第8条の4関係） 収入申告書</p> <p>職 氏名 様</p> <p>鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第9条の5の規定により、次のとおり収入の申告をします。</p> <p>また、この申告により家賃等の減免等が可能である場合は、家賃等の減免等を希望（します・しません）。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">団地 棟第 号 入居者 氏名 連絡先電話番号 緊急連絡先 氏名 電話番号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>備考 1～5 略</p>	<p>(収入の申告等)</p> <p>第6条の5 略</p> <p>2 条例第9条の5第1項の規定による収入の申告は、収入申告書（様式第10号の5）に第2条第2項第1号、第2号及び第8号に掲げる書類を添付してなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>様式第10号の5（第6条の5、第8条の4関係） 収入申告書</p> <p>職 氏名 様</p> <p>鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第9条の5の規定により、次のとおり収入の申告をします。</p> <p>また、この申告により家賃等の減免等が可能である場合は、家賃等の減免等を希望（します・しません）。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">団地 棟第 号 入居者 氏名 連絡先電話番号 緊急連絡先 氏名 電話番号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>備考 1～5 略</p>

<p>6 次に掲げる書類を添付してください。ただし、<u>(1)に掲げる書類の記載事項を個人番号を利用して確認できるときは、その添付を省略することができます。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>7・8 略</p>	<p>6 次に掲げる書類を添付してください。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>7・8 略</p>
---	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。